

（午前9時30分 開議）

○議長（石橋英和君）おはようございます。  
ただ今の出席議員数は22人で全員であります。

○議長（石橋英和君）これより本日の会議を開きます。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（石橋英和君）これより日程に入り、  
日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において6番 小西君、15番 田中君の2人を指名いたします。

#### 日程第2 一般質問

○議長（石橋英和君）日程第2 一般質問 を行います。

順番15、15番 田中君。

〔15番（田中博晃君）登壇〕

○15番（田中博晃君）皆さん、おはようございます。3日目のトップバッターとして、一生懸命頑張らせていただきます。まず、きょう、私、15番、順番15で、そして議員番号も15番、15回目の一般質問になります。以前、松本議員も17で、韻を踏んでおったと思いますが、ついでにきょうは誕生日なんです。44歳になりました。ということで、すばらしい答弁をいただけることを期待して、通告に従い、一般質問を行います。

まず一つ目、未然予防としての家庭教育支援です。

これは不登校対策になるんですけども、

私は平成23年9月議会でも、不登校対策について一般質問を行っております。

文部科学省国立教育政策研究所が行った不登校に関する調査分析では、全国の不登校児童数が、平成20年度末で約12万7,000人、平成21年度末では、前年度からの継続不登校児約6万人、新規不登校児約6万2,000人となっています。

人数だけを見れば若干減少はあるものの、依然として根本的な課題解決には至っていません。また、保健室登校や別室登校はこの数に含まれておらず、不登校児の実数はさらに膨らむとの研究結果もあります。

不登校児童生徒は、本人、学校、家庭、支援機関の努力で、年間約2万4,000人が何らかの形で復学しています。しかし、その約2.5倍の約6万2,000人が新規に不登校になっています。さらに4.2万人が不登校という問題を解決できないまま義務教育を終えてしまっており、ひきこもりになるリスクや対策も必要となってきます。

つまり、現行の対処療法的支援では限界があります。そこで必要なのが未然予防です。

本市の場合、家庭教育支援室がなくなったことで、支援体制が以前に比べて弱くなっているのではないかと、私は感じています。

家庭教育支援チームヘスティアは、保護者が子育ての不安や悩みを抱えたまま孤立することがないように、地域、学校、行政と連絡をとって活動しており、保護者や学校関係者からの信頼がとても大きく、私自身、PTA関係者として大変ありがたく思っています。

しかし、問題がある子どもを持つ保護者からは、ほかの保護者に聞かれないので、

セミナーやサロン型では相談しづらい、昼間の相談は時間的に厳しいなどといった意見もあります。

また、相談しようにも、教育委員会なのか福祉部局なのか、窓口そのものがわかりにくいといった意見もあります。

国では、教育委員会制度を抜本的に見直す地方教育行政の組織を及び運営に関する法律の改正案が国会で可決され、来年4月より施行されます。

政治的中立性、継続性、安定性を確保するために、教育委員会を引き続き執行機関として、職務権限は従来どおりとなりますが、首長の教育行政への責任が強化されるのと同時に、首長への権限集中により、教育委員会と他の部局との連携が進めやすくなるなど、自治体独自のカラーを出しやすくなります。

新婚世帯に対する補助や乳幼児、小・中学校生の医療費無料など、各自治体が同じような政策を展開する中、本市の家庭教育支援がさらに充実することで、不登校児童生徒を減少させるのと同時に、子育て世帯の流出を食い止め、新たな流入を促す。そんな独自カラーを持った家庭教育支援ができればと考え、以下の質問を行います。

1、本市不登校児の人数及び出席措置児の人数は。

2、SNSを用いた相談業務について。

3、子育てに関する総合窓口の一本化について。

4、教育振興基本計画等の設置についてです。

続きまして二つ目、市内体育館の使用料金及び減免制度の見直しについてです。

こちらの一般質問は、前回ですが、中本議員もされておったんですけれども、少し角度を変えて質問したいと思います。

小・中学校を含む市内各体育館は、社会教

育団体やスポーツ少年団などの利用でにぎわっています。しかし、同じ市の施設でありながら、使用料金の違いに違和感を持っています。

よって、利用金額の統一や減免制度を見直し、応分の負担を求めることが必要であると考えておりますが、本市の見解についてお聞かせいただきたいです。

続いて、三つ目であります。拠点避難場所のトイレ改修についてです。

学校施設など拠点避難場所のトイレの洋式化、手すり設置などの現状及び今後の改修予定についてお伺いいたします。

以上3点、素晴らしい答弁を期待して、壇上からの質問を終わらせていただきます。よろしくお伺いいたします。

○議長（石橋英和君）15番 田中君の質問項目1、家庭教育支援に関する質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔教育長（小林俊治君）登壇〕

○教育長（小林俊治君）おはようございます。誕生日おめでとうございます。

本市不登校児の人数及び出席措置児の人数についてお答えします。

まず、平成25年度の不登校状況は、小学校24人、中学校43人、合計67人です。平成24年度より17人減少しています。さらに、新規不登校児童生徒も35人から29人と、6人減少しています。平成26年度11月現在における別室登校の児童生徒は、小学校6人、中学校12人の18人となっています。

不登校出現率で見ると、小学校では、県・全国平均を上回っていますが、県平均に近づきつつあり、中学校においては、平成16年度以降、10年ぶりに県平均を下回りました。

これは、家庭訪問や別室登校等による学校側の積極的な取り組みが継続されている成果

と考えます。しかし、小・中学校ともに、全国平均に比べると出現率が高い状況にあり、未然防止、早期対応に努めていく必要があると考えています。

また、本市においても、児童生徒を取り巻く環境も大きく変化し、影響が生じています。

例えば人間関係のトラブルや環境的要因が背景にあるケースも見られ、質的にも多様化が進んでいます。それだけに、児童生徒、保護者に対する支援も多様化し、青少年センターと教育相談センターは、学校からの要請を受け、定期的に適切な働きかけやかかわりについて、助言を行う取り組みを進めています。

さらに、学校からのアプローチが難しいケースに対しては、教育委員会だけではなく、関係部局を交えたケース会議を行い、多面的な視点から支援方策を検討し、対応しています。

次に、出席扱いとしている平成25年度の適応教室「憩の部屋」の在籍児童生徒は、小学生3人、中学生3人の6人でした。平成26年度11月1日現在、小学生1人、中学生4人の5人が在籍しています。

憩の部屋では、一人ひとりの個性を生かし、社会へ参加しつつ、充実した人生を過ごしていくための道筋を築いていく活動を行っています。今後も、引き続き教育委員会として取り組んでまいります。

次に、SNSを用いた相談業務についてお答えします。

子ども子育てに関する保護者等からの相談については、健康福祉部では子ども課、健康課、教育委員会では教育相談センター、青少年センターで受けています。

現在、市が実施している相談の形態は、来庁されての相談や電話による相談、メールによる相談があります。

議員おただしのSNSを用いた相談につい

ては、SNSがフェイスブック、ライン、ツイッターなどによる人と人とのコミュニケーションを円滑に行うことができるウェブサイトであり、一般的にこれらのアプリケーションを利用して相談業務を行うことは、個人情報を取り扱うことから、適切でないと考えます。

市のメールサービスを利用した相談については、内容等個人情報の保護に十分な対策を講じた上で、今後取り組んでいきます。

次に、子育てに関する総合窓口の一本化についてお答えします。

現在、妊婦、乳幼児の健康、発育などの相談については健康課、子どものしつけや子育ての悩みの相談については子ども課、学校生活や子育ての心配についての相談は教育相談センター、いじめ、非行等の相談については青少年センターが行うなど、複数の相談窓口があります。

ご指摘のとおり、相談窓口については、どこに相談すべきか非常にわかりにくい現状があります。しかし、逆にいえば、どこでも子育て相談ができる窓口があるともいえます。このため、市民の皆さまが適切に相談を受けられるように、対象や相談内容をわかりやすく提示するとともに、相談者を振り合いをすうことのないように、各部署が密接に連携、協力できる体制を確立します。

次に、教育振興基本計画等の設置についてお答えします。

地方公共団体は、教育基本法第17条により、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないとされています。本市の場合は、教育振興基本計画にかわるものとして、橋本市の教育を作成し、市の教育施策等を定めています。

議員お察しのとおり、平成27年度から教育委員会制度が一部改正されます。その中に、

総合教育会議の設置と教育に関する大綱の策定が必要となりました。

総合教育会議は、市長が会議を招集し、メンバーは市長、教育長、教育委員となっております。この会議の中で、教育に関する重要項目の協議・調整を行うこととなります。

大綱は、教育振興基本計画にかわるもので、総合教育会議で策定していくことになっており、本市においても、平成27年度の早い時期に大綱を策定していきたいと考えています。

また、橋本市の教育の四つの施策の一つに、家庭教育の支援を挙げており、大綱の中にも、市長部局との連携を考慮しつつ、重要施策の一つとしていく予定ですので、ご理解のほどよろしくお願いします。

○議長（石橋英和君）15番 田中君、再質問ありますか。

15番 田中君。

○15番（田中博晃君）答弁いただき、ありがとうございます。

私、この問題をいろいろ調べていくにあたって、文部科学省家庭教育支援チームのあり方に関する検討委員会の委員、家庭教育支援における訪問型アウトリーチ支援事業における選定委員会委員を歴任された、不登校の訪問カウンセラーとお話をする機会がありました。

そんな中で言われたのが、行政は相談業務は可能だと。というのは、やっぱり日々の業務が忙しいので、相談はできるけれども、その問題自体を解決することは難しいのではないかとおっしゃられていました。

保護者の方々は、やはり問題があった場合には、解決方法を聞きにきているんですけども、どうしてもちょっとその辺の差は出てしまう。これはもういたし方のないことだと思います。

その方がおっしゃるには、大阪の方なんで

すけれども、橋本市の子どもを2人預かっていると、不登校で。その方のところに相談があったということは、行政の相談で解決できやなかったんちゃうんかなというふうなお言葉をいただきました。

それと、平成24年度文部科学省児童生徒の問題行動と生徒指導上の諸問題に関する調査の不登校支援の学校外機関等の相談・指導実績では、不登校の生徒の約30%が、学校外の機関で相談を受けています。また、その中の約60%は、教育委員会所管の教育支援センター等へ相談に行っておるんですけども、全く相談を行っていない保護者、関係者というのが約30%存在していると、結果が出ています。

国立教育研究所の研究指摘から、不登校の連続性、いわゆる中一ギャップがあります。中学校で不登校になる生徒の多くが、小学校で不登校を経験しています。環境変化面の問題が取り沙汰されて、小・中学校の連携が進められておるんですけども、問題はそれだけではありません。

そこでお伺いしたいのが、子どもの自立性や社会性を育まんと、中一ギャップの予防にならんと。これは、もう皆さんもわかっていることなんですけれども、なっています。そこでどうするか。

自立心や社会性を学校でどう育むのかという点と、不登校傾向が見られる生徒の情報を小・中学校で共有化して、早期対応をすべきという点で、本市が今どのように対応されているのかお伺いいたします。

○議長（石橋英和君）教育長。

○教育長（小林俊治君）ただ今の議員のご質問にお答えします。

まず、子どもたちの自立心や社会性を学校でどう育むのかというお話ですが、21番議員の質問にもお答えさしていただきましたよう

に、態度教育その他、子どもたちがやっぱり成長の中で当然身につけていかなければならない事柄をきちんと教えていく。

それと同時に、そのときにもお話しさしていただきましたが、仲間づくり、より良き子ども集団をつくっていく。その中で、子どもたちが、例えば摩擦があり、少々トラブルがあったときに、教職員なりが適切に対応して、子どもたちの学びにつなげていく。そういう取り組みが大変大事であろうかと思っています。

かつて、10番議員からも少し時間をいただいておりますが、今まさに子どもを取り巻く状況っていう中で、少子化が進んでいます。そんな中で、やはり過保護、過干渉の部分も多々見受けられるのではないだろうか。そのように思っています。

そんな中で、子どもたちにいろいろな体験、少々危険があっても、周りでそれを見守りながらの体験を子どもたちにさしていく。そして、きちっとした態度教育を身につけさせることが、子どもたちのこれからの大きな人生にプラスになると。そういう教育を進めていきたいと考えています。

それから、小・中での共有化をして、早期対応をするというお話についてですけども、今、橋本市では子ども課を中心にしながら、健康課、子ども課、それから教育委員会からは青少年センター、教育相談センター、それから保育園、幼稚園、小学校、中学校の教職員が集まって、今、橋本市の子どもたちの状況について話し合いをして、それぞれの部署に分かれて対応をしています。

また、小中一貫教育でめざしている四つの要件というのがあります。一つは教育目標の共有、もう一つは教育過程の共有、そして教職員の交流、そして児童生徒の交流。その中の教職員の交流の中に、定期的に小・中学校

の教職員が集まって、教育相談部局で担当者会を開く。また、ケース会議を開く。そこへは青少年センターも入る。教育相談センターの職員も入って、一緒になって検討していく。そういう対応をさしていただいています。

ただ、議員おただしのおり、保護者とのつながりがうまくいかない場合があります。そういう意味でいうと、保護者とのつながりのキーワードは、小学生であれ、中学生であれ、やはり担任の力が、保護者との連結をつないでいく中心点であると考えています。

○議長（石橋英和君）15番 田中君。

○15番（田中博晃君）答弁ありがとうございます。

まさに教育長おっしゃるとおりで、やっぱり難しいのが保護者の部分なんか感じています。

私自身なんですけども、子育て支援というのは、乳幼児だけじゃなくって、やっぱり義務教育の間も必要なのではないかなと感じています。

そんな中で、文部科学省が今年度、家庭教育支援における訪問型アウトリーチ支援事業という補助制度をスタートさせました。この事業なんですけれども、今回日本全国で五つの自治体から応募があって、その全てが採択されております。

橋本市は、そんな情報を知ったんかなというのを伺いたいたんですけども、というのは、五つのうちの一つが和歌山県にある自治体なんです。その辺、これはたしか100%補助やったと思いますし、人を雇ってもいいよと。そして、それを使って、例えば不登校の家庭に家庭訪問などを行っていけるような内容の補助事業だったと思います。

もし使える、もし採択されたら、すごく前向きに進むのではないかなと思うんですけども、そのあたりについてはいかがでしょ

うか。

○議長（石橋英和君）教育長。

○教育長（小林俊治君）議員おただしの家庭教育支援における訪問型アウトリーチ支援事業につきましては、平成26年1月から2月の間の応募期間がありました。これにつきましては、教育委員会として把握しておりませんでした。今、来年度について把握に努めているところですが、この家庭教育支援における訪問型アウトリーチ支援事業というのは、総額500万円で、当時は二つの地域であったと思います。ただ、応募が五つの地域でありまして、それは全て採択されたという状況です。

本年度につきましては、和歌山県で一つ採択された地域っていうのは、橋本市でいいますと、まさにヘスティアの取り組みと非常にリンクしているところであります。ヘスティアの中には、三つの部会がございます。講座部と広報部と家庭教育の訪問部と。この家庭教育の訪問部に特化した形で応募していくかどうか。今検討をしています。その中で、ただ、ヘスティアも非常に素晴らしい働きをしていただいています。市単の事業で、今年度240万円の補助を受けて、それぞれの活動をしていただいていますので、継続できる取り組みというのが大切であります。だから、国の補助金制度が、例えば継続ができない場合っていうのも、視野に入れなくてはいけないので、そののところも慎重に検討して考えていきたいと思っています。

○議長（石橋英和君）15番 田中君。

○15番（田中博晃君）ほんま、今、文部科学省も概算要求で、来年度も2,600万円ぐらいだったかな、されていますので、ぜひやっぱり使っていけるものは使っていきたいですし、ただ、ヘスティアもやっぱり今、すごい人的な部分でしんどいところもあるかと思うんですけれども、この補助金については、ちょっ

といろいろ、内容を見していただいたら、使いやすいのかなというのもあります。

そして、和歌山県内の自治体も採択されて、今やっておりますことから、前年度の申請内容であったりというのが材料としてあるんで、ぜひ積極的に取りに、取れるのであれば、もちろん何ぼなんでもちょっとこれはハードル高いでというのもあるかもしれないんですけども、もし取れるのであれば取りにいただいて、対策に使っていただきたいと思います。

それと、これは2番と3番が絡んでくるんですけれども、先ほどもフェイスブックの話もありました。これは、ちょっと私の記憶が正しければ、東京の三鷹市では、フェイスブックを通じて家庭教育支援というのをやられていたかと思います。

どうしても、先ほども言うたんですけれども、従来のサロン型では相談しにくい。顔をさすねんというのは、これはもうそのとおりやと思うんです。確かに、市のホームページでもメール相談、あるんです。むちゃくちゃ遠いです、そこへたどり着くまで。1個ずつあけていって、やっとここかっていうぐらい遠いところにあるんです。

さらに、先ほど教育長の答弁でもあったんですけれども、各課がばらばらということもありますんで、その辺、やっぱり一本化すべきではないかなと、私は考えています。

最初フェイスブック、SNSって話してたんですけれども、メールでやっているよという答弁がいただけましたので、少しちょっとメールに特化して言いたいんですけれども、例えばメールでファーストコンタクトをとっていただく。その後、日程を決めて、教育部局と福祉部局、また教育支援センター等と一緒に相談業務を行うということが、窓口の一本化の形になるんちゃうのかなと。

というのは、私も今年の春、教育長もご存じやと思うんですけども、とある相談を受けて、教育委員会に行き、いや福祉やで、福祉へ行き、もう一回戻って、それ県やねんという。相談しに行つとんやけど、行き先を教えてもらったというだけで終わったということもありました。

やっぱり結局相談すらできていないかなど。わかりにくいんですよね、どこが担当窓口になるんかというのが。それやったら、保護者にメールでいろいろ何回かやった後に来てもらって、そこへ各部局、時間の許す限り同席していただいて、相談業務を受ける。そして、その後に各担当者間で話をしていけたら、これは教育部局やでとかいうのがあれば、いわゆるたらい回しとかもないですし、一步踏み込んだ形になると思うんですけども、その辺はできるんちゃうんかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（石橋英和君）教育長。

○教育長（小林俊治君）メールといいますか、ホームページをまず見ていただきますと、橋本市のホームページのほうには、福祉センターと教育委員会との窓口がございます。子ども課、福祉課、健康課にそれぞれ子育て支援のホームページがあります。それから、教育委員会では社会教育課、これは家庭教育支援、先ほどのヘスティアのホームページ、それから青少年センターのホームページ、それからまた別途教育相談センターのホームページもございます。それと同時に、橋本市のホームページのライフ支援目的で探すという項目があります。これは子育てと相談のところ、子育てについてのホームページが、各課縦割りではなくて、一緒になって入っています。

ただ、議員ご指摘のとおり、例えばそういうところを一つ一つクリックしてたどり着くのに、かなり時間がかかるという不便もある

うかと思しますので、今後、ご指摘いただいたとおり、窓口をどうにか一本化して、そのクリックの中で、自分が期待している支援というものはっきりわかりやすいようなホームページに変えていく努力をしていきたいと考えています。

ただ、あまり文章がいっぱいホームページに羅列しますと、かえって使いにくい部分もありますので、その辺あたりの精査もさせていただきながら、窓口を一つにできるような検討をしていきたいと考えています。

○議長（石橋英和君）15番 田中君。

○15番（田中博晃君）確かにちょっとわかりにくいんでお願いします。

それと、さっき言うたメールで相談を受けて、日を決めて、各部局、時間の許す限り一緒になって相談業務を行う。こちらについてはどうですか。これは結構できると思うんですけども、いかがですか。

○議長（石橋英和君）教育長。

○教育長（小林俊治君）メールによる相談につきましては、現在、各課、センター、個別対応となっています。ちなみに、平成25年度のメール相談の件数ですが、平成25年度1年間で健康福祉部では健康課、相談件数2件、子ども課、保育関係2件、子育て関係3件、教育委員会では教育相談センターはゼロ件、そして青少年センターは25件となっています。

このメールによる相談につきましては、日時、場所等の設定をしながら、対応しています。今後、より一層そういう相談業務については、相談される方と綿密な連携をとって相談を行っていきたいと。そして、先ほど議員おっしゃられたとおり、縦割りではなくて、横でつながりながらの連携をとっていききたいと思っています。

○議長（石橋英和君）15番 田中君。

○15番（田中博晃君）ありがとう、よろしく

お願いいたします。

これ、いつもの武雄市がもう既に一本化されているかと思います。それは、総合窓口をつくっておったかと思いますが、はい。

それと、やっぱり先ほどヘスティアのお話が出たんですけれども、香川県の家庭教育の調査なんですけれども、家庭の教育力が低下している理由ということで、親の過保護、過干渉、先ほど教育長もおっしゃられましたけれども、これがアンケートの結果、55.1%、そして、父親の存在感の低下というのが21.9%という調査が、平成25年度、香川県の家庭教育状況調査で出ています。

この数字の大きい小さいはあるかもしれないんですけれども、本市でも同じような状況なんちゃうのかなと、私は考えます。

ヘスティアの話になるんですけども、うち、小学校でもよく来ていただいて、講演、セミナー、サロンをやっていただいております。私がちょっと勝手に思っておるんですけれども、そういう例えば過保護、過干渉という、こんなが具合悪いんですよ、多いんですよというような未然予防に特化したほうが、ヘスティア自体も動きやすいちゃうのかなと、私は思うんです。

何か今立ち位置が微妙っていうんですか、これもせんなん、あれもせんなんという枠が広がり過ぎてて、未然予防に特化したほうが、その存在がすごい生かされてくると思うんですけれども、その辺はいかがですか。

○議長（石橋英和君）教育長。

○教育長（小林俊治君）ヘスティアの活動につきましては、特に今年、子どもと家族・若者応援団表彰ということで、子育て・家族支援部門で、内閣府の特命担当大臣表彰を11月19日に受賞しております。それだけ活動が評価されていると考えています。

その活動の中に、先ほども申しましたよう

に、講座部、それから広報部、家庭訪問部、この三つに分かれています、主力は講座部でございます。年間74の講座を持っております。例えば就学時健診、4・5歳児健診等のときにおいて、保護者に対して先ほどのような、田中議員おっしゃられたような子育てについてのアドバイス等を行っています。

ただ、アドバイスの内容につきましては、やはりもう少し過保護、過干渉等について踏み込んだアドバイスも、今後必要ではないかなと考えています。アドバイス内容も吟味した上で、特に講座部の充実というのを設けていきたいと。

それから、先ほど言いましたアウトリーチ支援につきましては、家庭訪問部等で検討していただければと考えています。

○議長（石橋英和君）15番 田中君。

○15番（田中博晃君）ちょっと家庭訪問部も人数のこともあるんで、かなり厳しいと思いますけれども、それは担当課、担当部局でどないやったら、取る、取れへんは別として、取る可能性があるのかなと。まずやっていくことが大事やと思うんです。結果的にやっぱり無理やでっていうのはしょうがないんですけれども、まず取りに行く。こうやって当てはめたら、うまいこと動くやんというのも出てくるかと思えますんで、そういった前向きに取りに行くというのをやっていただきたいと思えます。

それと、例えば各中学校区の健全育成会とか、教育コミュニティ推進事業も、家庭教育支援の一翼を担っていると、私は思っています。

私、平成24年の12月議会で、教育コミュニティを当市の教育行政の一つとして重要な施策だと考えておるやけどもどうですかというような一般質問をさしていただいたときに、前教育長から、橋本市としては、地域と家庭



と学校が連携する全ての事業を支援するとともに、続けていきたいというような答弁をいただきました。

橋本市の健全育成とか教育コミュニティというのは、県内を見ても、頭五つぐらい出ているのかなど。多分他の追随を許さないというか、相当活躍、活動されています。せやけども、どうしてもこれって予算というのがついて回るんですよね。今、教育コミュニティでしたら、県の補助金と市のとやっているんですけれども、もうちょっと予算を増やす。お金を増やすのは難しいかもしれないんですけれども、もしくはそれに準じた何かやって、もっと家庭教育支援という部分で今以上の活動を期待したい。私もその中で入って、いろいろ活動をやらしていただいておりますけれども、どうしてもぶち当たってしまうところが出てくるんですけれども、そのあたりはどのように考えてられますでしょうか。

○議長（石橋英和君）教育長。

○教育長（小林俊治君）今、橋本市の教育コミュニティ、純然と存在するっていうのは、まず歴史的に見ますと、高野口中学校区、それから次に学文路中学校区、そして今紀見東中学校区に教育コミュニティが誕生しています。

ただ、教育コミュニティにつきましては、さまざまな取り組みが、橋本市で社会教育をめぐって、また学校教育をめぐって、いろんな取り組みがございます。また、市長が Manifesto のほうで提案しております土曜授業、土曜日の教育活動についても、地域の教育コミュニティの担うところが非常に多いのではないかと考えています。

特に3番議員からも昨日ご質問ございました中学校の統廃合について、コミュニティがなくなるという部分もございます。教育コミュニティについては、私はより一層力を入れ

て、基本的に地区公民館に一つ、教育コミュニティをしっかりとものをつくっていききたい。

これにつきましては、これからの橋本市の教育にとって非常に大切なものでありますので、教育委員会としても予算のお願いを続けていきたいと思っています。

○議長（石橋英和君）15番 田中君。

○15番（田中博晃君）ありがとうございます。

やっぱり理想は100%ボランティアなんですけれども、現実的にはやっぱり厳しいです、このボランティアだけで賄うというのは。ですから、ぜひ、今教育長も予算要求してくれるということですので、続けてやっていけるように、よろしくお願いいたします。

それと、大綱の部分なんですけれども、先ほど総合教育会議が中心となってということやったんですけれども、例えば福祉部局とか医療従事者、民間の有識者とか多方面の意見を入れていったほうが、ええもんができるんじゃないかなど、私は考えておるんですけれども、そのあたりについてはいかがですか。

○議長（石橋英和君）教育長。

○教育長（小林俊治君）地方教育行政の組織及びその運営に関する法律の一部を改正する法律という形で、今までですと、教育振興基本計画が、国はつくらなくてはならない。市町村は努力義務としてありました。

橋本市は、橋本市の教育という冊子にまとめて、これが教育振興基本計画のかわりになるものです。大綱につきましても、総合教育会議で首長、そして教育委員とがつくっていくということになっています。

今、橋本市の教育の中には、家庭教育の支援っていうのと、教育相談センターの活動方針というのがございます。家庭教育の支援ないし教育相談センターの活動の基本方針というところの中に、今後、今議員ご指摘のとおり

り、専門的な方々のご意見も入れながら、大綱をつくっていききたいと。この作業につきましては、来年度4月以降になります。大綱というのも非常に大事なことでございますので、首長、いわゆる市長を中心にしながら作成していきたいと考えています。

○議長（石橋英和君）15番 田中君。

○15番（田中博晃君）大綱っていうたら、橋本市はこういった教育っていうんですか、こういうふうに進んでいきますっていう目標になってくるかと思うんです。

教育基本法の第10条を見たら、保護者が子どもの教育について第一義的責任を有することが書かれておると、国や地方公共団体が、家庭教育支援に努めるべきことが規定されているっていうんですかね。すなわち、それはもう保護者のサポートは、市がするんやでって書かれているんちゃうんかなと、私は解釈しておるんですけれども、まだ今からつくっていく分なんで、どうこうは言えないかと思うんですけれども、市の責任というところまでは踏み込んでいくんですかね。それとも、また細則なりとかってつけていくのか。そのあたり、現状でわからないと思うんですけれども、どの程度考えられておるのか。よろしく願いいたします。

○議長（石橋英和君）教育長。

○教育長（小林俊治君）大綱につきましては、いわゆる橋本市の教育の中にもかなり踏み込んだ部分があります。ただ、私自身、橋本市の教育は、網羅する点というのがあまりにも多過ぎて、より一層、自分たち、橋本市の教育がめざすものを、もっと看板として大きく取り上げる必要もあるんじゃないかなとも考えています。

その中の家庭教育の支援につきましては、やはり市町村、国の責務であり、市町村の責務でもあります。これにつきましては、かな

り踏み込んで形で、細部にまで記入していく必要はあるんじゃないか。特に現在の家庭状況を見ますと、大変つらいご家庭が多くあって、それがどう相談したらいいのかという部分でも悩まれているご家族が非常に多いと考えておりますので、ここの家庭教育支援については、力を入れた記入の仕方をしていけるように、また市長とも相談しながら進めていきたいと考えています。

○議長（石橋英和君）15番 田中君。

○15番（田中博晃君）よろしく願いいたします。

ここまで聞いたら、これに関しては質問することはないんですけれども、やっぱりまず不登校をどうしていくか。橋本市として不登校児を減らしていくこと。これが次の辻本議員もまたひきこもりというのをされるんですけれども、そこへつなげていかないように、未然に防いでいくのが一番大事だと思うんです。

そして、きのう一般質問の中でも、皆さん、人口流入とかっていうお話も出ていました。そんな中で、まず家庭教育支援という部分でも、先ほど教育長も看板を上げていただけるようにというようなお話もあったんですけれども、橋本市はこういう教育をやっていますという看板を上げていく。家庭教育支援、こないやっていますって上げていくことが、もしかしたら人口流出を防いで、入ってくる分の一助になるんかなと。もしかしたらクリエイターの方々も来てくれるかもしれない。橋本市の子育てやったら、橋本市でやってもいいかなとなるかもしれない。私は、やっぱりそういう期待もあります。

ぜひ教育改革っていうことで、大変難しい問題ではあるんですけれども、何とぞよろしく願いいたします。

1 問目、終わります。

○議長（石橋英和君）次に、質問項目2、市内体育館の使用料と減免制度に関する質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

〔教育次長（坂本安弘君）登壇〕

○教育次長（坂本安弘君）市内体育館の使用料金及び減免制度の見直しについてお答えします。

市内の各体育施設の使用料金については、本年9月議会において、22番議員の質問でお答えしたように、本来施設の使用料等は受益者負担の原則により、施設や特定の行政サービスの利用者に、管理運営費等を考慮した上で、その一部を負担いただいているもので、多少使用料のばらつきがあるものと考えています。

しかし、学文路体育館は、その中でも使用料が高く設定されています。この学文路体育館については、橋本環境管理センター建設時に、関係地域への条件整備として設置されたもので、使用料もその当時に設定された料金をそのまま現在まで引き継いだ形となっています。

議員おただしの使用料金の見直しについては、現在本市で策定している使用料・手数料に関する基本方針に基づき、協議を行っているところです。受益者負担の原則からも、応分の負担をいただくことは本来の形ですが、紀の国わかやま国体、東京オリンピック・パラリンピックといった大きなスポーツの祭典が、県内・国内で開催されることにより、今以上にスポーツへの関心が高まると考えていますので、市としても、多くの市民の皆さまにより積極的に施設を利用していただくためにも、社会体育施設については、適正な使用料に統一するとともに、施設の維持管理経費の応分を負担していただくために、減免制度の見直しについて検討していきます。

○議長（石橋英和君）15番 田中君、再質問ありますか。

15番 田中君。

○15番（田中博晃君）答弁ありがとうございます。

もう今いろいろおっしゃってくれて、ほぼそのとおりなんですけれども、今で一番の問題というのが、例えば体育館でいきますと、私もスポーツ少年団を預かっておりますので、減免でゼロっていうのは、すごいありがたいと思っています。

けど、その反面、登録したけども使っていないというのが、結構あるんですよ。やはりほかの団体からも使いたいねんというお話もよく聞きます。先ほど次長答弁いただいたとおり、国体もありやパラリンピックもある。また、スポーツ振興計画もあって、どうしても体を動かしたいというのが増えてくる。特に、今年、国体のデモンストレーション競技のT E - Y A、先日県立体育館であったんですけれども、その練習をしたいといういろんなチームがあったんですけれども、結局どこも使えやんやんかというような感じやったんです。

もう具体的に聞きますけれどもちょっと次長にお伺いしたいんですけれども、いつぐらいをめどにというのまで決まっとるんですか、統一と減免の見直しっていうのを。

○議長（石橋英和君）教育次長。

○教育次長（坂本安弘君）お答えをいたします。

もともと減免制度につきましては、基本的に社会教育法がございしますが、社会教育の奨励という大前提で、社会教育関係団体、スポーツ団体等になりますが、の求めに応じて、これに対し、社会教育に関する事業に必要な物資等の確保につき援助を行うというような方針がございまして、減免制度の導入といいま

すか、社会教育の振興という目的のもとに、使用料等の減免制度を取り入れてきたという現状はございます。

ただし、議員おただしのような学文路体育館が他の体育館に比べて倍の使用料金が要るですとか、それから減免制度におきまして、全ての費用を免除しておる場合と、体育施設の使用料は減免しておるけれども、使用に伴う施設の電気料等は実費をいただいております。

この辺の見直しにつきましては、使用料・手数料の見直しという根本的なところはあるんですけども、まず今申し上げたところについて、平成27年度、来年度中に見直しをさせていただきたいと考えております。

○議長（石橋英和君）15番 田中君。

○15番（田中博晃君）ほんまに減免というのも、別に100かゼロかという減免って要らんとするんです。それが、100に対して50であったり、30であったり、10であったり、特別な場合はゼロかもしれないんですけども、やはり応分の負担を求めていくというのが必要ですし、そのあたりについて、企画としては、やはり教育委員会、教育部局が27年度というお話があったんですけども、そのあたり、どのようにお考えでしょうか。

○議長（石橋英和君）理事。

○理事（吉田長司君）今出ておりました使用料・手数料に関する基本計画でございますけれども、これは第2期の行政改革推進計画の中にうたわれてございます。そういうことで、現在も基本方針が策定されておまして、この26年の春に第1回の推進室会議の中で、具体的に担当課のほうへ調査を依頼しております。

そういうことで、現在担当課のほうからいろんな問題点も含めて、どうしていくという考え方も出ておまして、この年内に1回、

推進室会議を開いていく中で、減免の、免除の部分の改正については、条例も伴いますところもございまして、体育施設だけではございません。全ての部分の使用料・手数料についてのことでございますので、27年度、早いもんから変えていきたいと。

ただ、減免、それから免除の問題につきましては、そういうことで、団体の理解も必要でございます。そういうことで、27年度中に早いもんから進めていきたいと考えてございます。

それと、使用料に対する減免の考え方でございますけれども、これはスポーツ施設だけではございませんけれども、区分を、市場性か選択的かということで、その観点から四つの区分に分けさせていただきまして、選択性のない市場的でない部分、いわゆる公共団体がすべき部分については、ゼロから30%の受益者負担、それから民間でもやっておられる部分につきましては、70から100%の受益者負担という考え方、その中間につきましては30から70の間ということで、そういう区分をしまして、どういう施設につきましても、どういう団体につきましても、平等で合理的な考え方の中でやっていくという考え方でございます。

以上でございます。

○議長（石橋英和君）15番 田中君。

○15番（田中博晃君）よろしく願いいたします。

使用する側からすれば、どこが管理しているかが、市の施設は市の施設なんですよね。ですから、使いやすいように、例えば体育館であったら、例えばスポーツ少年団が100円仮にかかるかと仮定して、かかるけれども、1週間前までに仮にキャンセルして次回回せるような形をつくるのか、そこやったらゼロなんですよとかっていう、ちょっと細かいルールもつくっていただいて、また告知期間も必要

ですので、時間はちょっとかかるかと思うんですけども、もう100かゼロかというのはなしにさせていただきたいというのを、ちょっと要望しまして、2問目、終わります。

○議長（石橋英和君）次に、質問項目3、拠点避難場所のトイレ改修に関する質問に対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長（栢谷俊介君）登壇〕

○総務部長（栢谷俊介君）拠点避難場所のトイレ改修についてお答えします。

橋本市においては、小・中学校を中心として35施設を拠点避難場所に指定しています。この拠点避難場所は、災害が発生し、自宅が被災した方が避難生活を送っていただく場所となります。

避難場所の内訳は、幼稚園1箇所、小学校14箇所、中学校7箇所、高等学校3箇所、支援学校1箇所、区が管理している区民会館等2箇所、市が管理している体育館等の施設7箇所となっています。

学校施設は、主に体育館を避難場所に使用することになりますので、体育館のトイレの状況をお答えさせていただきます。

まず、小学校の14校については、身体障がい者用個室トイレの設置率は14%、トイレの洋式化率は約38%、男子の小便の手すり設置率は約24%となっています。

次に、中学校の7校については、身体障がい者用個室トイレは設置されておらず、トイレの洋式化率は約19%、男子の小便の手すり設置率は約19%となっています。

次に、高等学校の3校については、身体障がい者用個室トイレの設置率は100%、トイレの洋式化率は約47%、男子の小便の手すり設置率は約38%となっています。

防災上の観点から、トイレの対応については必要不可欠であり、平成24年度に拠点避難

場所全てに簡易トイレを配備しています。この簡易トイレは、組み立てると洋式タイプのトイレとなり、水を使用せずに、1回ごとに袋に入れて処理をし、衛生面においても配慮されています。簡易トイレの配備数は、収容人数により、最小施設には6個、最大施設には14個配備して、災害対応を行っています。

なお、今後の改修予定ですが、下水道の整備や教育施設の改修にあわせ、順次整備を進めてまいります。

○議長（石橋英和君）15番 田中君、再質問ありますか。

15番 田中君。

○15番（田中博晃君）答弁ありがとうございます。

この話を何でしたかと言うたら、お年寄りの方から、避難場所へ行ってもいいんやけど、介護認定されるまでもないんですけども、足が悪いんで、もし仮に避難場所へ行かんなんとなった場合、まず洋式があるかどうかというのと、手すりがあるかどうか。手すりまであったら、介助してもらわんでも自分でトイレに行けるんやけど、災害のときに避難したくないというような言い方をされてました。今年の台風のときに、だから、実は家でおるんやということを言われとったんですけども。

簡易トイレ、洋式になるんですけども、それって手すりはついてますでしょうか。わからなかったらわからんで結構です。

○議長（石橋英和君）総務部長。

○総務部長（栢谷俊介君）手元に仕様書があるんですけど、その点については構造上の簡単な折り畳み式簡易トイレであるという仕様しかございませんので、多分手すりはないと思います。

○議長（石橋英和君）15番 田中君。

○15番（田中博晃君）多分、私もたしか見た

感じ、手すりはなかったのかなと思います。  
ということは、やっぱり介護認定されている方であれば、避難した後に施設へ行ったりできるんですけども、その間のところっていうんですか、ふだんは生活に問題はないんですけどもというところが問題になってくるかと思います。

これは学校施設なんで、学校のほうへ聞いたほうがええんかなと思うんですけども、現状、この手すりっていうのを、もう設置していく予定があるかどうか。ぱっと見た感じ、あるとこないところ、差が激しいですし、応其小学校なんかは、きのう、井上議員の質問で改修していくってことなんで、ひよっとしたら入るんかもしれないんですけども、また補助金もやっぱり全部改修、私は補助金があると思ってたんですけども、全部改修せなあかんということやったんで、一個一個っていうのは難しいみたいなんです。

そこで、手すりっていうのは、今後必要だと思うんですけども、どうでしょう。教育部局として、どのようにお考えなのかだけお聞かせいただきたいです。

○議長（石橋英和君）教育次長。

○教育次長（坂本安弘君）お答えをいたします。

順次学校施設につきましては、大規模改修ということで取り組んでおります。既に隅田小学校が終わっております、今後応其小学校、その後予定では学文路小学校というような順で改修をしていく予定にしております。

既に改修の終わりました隅田小学校について、体育館のトイレの改修に取り組んだということはございませんでしたが、そういったまず学校施設ですので、子どもたちが1日の

大半を過ごす施設ということで、子どもたちの施設の改修に全力を挙げることが大前提となるわけでございますけれども、避難所という重大な役割も担っておるということも含めまして、大規模改修時等にそういったことに取り組んでいけるようにしてまいりたいと思います。

○議長（石橋英和君）15番 田中君。

○15番（田中博晃君）大規模改修時、一番やりやすいと思うんですけども、やっぱり要るんちゃうんかなということで、洋式のトイレに関しては、トイレメーカーの調査でも小学校の26%であったり、29%というのが、もう和式やったらトイレをようせんねんというデータも出ていますし、民間の教育支援センターの調査では、7割の小学生が和式トイレに違和感を覚えるというデータまで出ていますから、避難場所というのと学校というので、そこはちょっと難しいところはあるんですけども、まず洋式化、そしてその先の手すりというのは、設置していただきたいと思います。これはもう要望にさせていただきますので、よろしく願いいたします。

これで終わります。

○議長（石橋英和君）15番 田中君の一般質問は終わりました。

この際、10時50分まで休憩いたします。

（午前10時30分 休憩）